

# 令和2年分所得申告受付のお知らせ

今年も町県民税（所得税）の申告をしていただく時期となりました。申告は、町県民税だけでなく、国民健康保険税等の算定基準ともなる大変重要なものです。申告が必要な方は、日程を確認のうえ3月15日（月）午前中まで申告をお願いします。

申告期間中は会場に多くの方が訪れ、大変『密』な状態となっております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、今回からの変更点がありますのでご注意ください。

<b>受付開始から1時間は指定行政区の方のみ申告できます</b>	<b>医療費控除の明細書を完成させるなど、申告前のご準備をお願いします</b>
指定行政区外の方は、午前は10時から、午後は14時からの呼び出しとなります	『三密』を避けるためには、一人ひとりの申告にかかる時間の短縮が必要です
<b>できるだけ、e-TAXか申告書の郵送による申告をお願いします</b>	<b>マスクの着用や手指の消毒など、感染予防へのご協力をお願いします</b>
国税庁ホームページから、簡単に申告書の作成や提出ができます	順番の受付後に車内で待機していただくなどのご協力をお願いします
<b>今回から町で受付できない申告があります～e-TAXもしくは大河原税務署へ～</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>建物譲渡所得</li><li>先物取引所得、投資信託所得</li><li>雑損控除</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>1年目の住宅借入金等特別控除</li><li>準確定申告 (令和2年中に亡くなった方、町外へ転出した方)</li><li>過年度分の申告（扶養等各種控除の追加を除く）</li></ul>

## 1 農業、営業、不動産等所得申告の準備について

### まとめずにいらした場合は、町での申告は原則受付できません

収入・経費ともに、領収書やレシート等は仕分けして、合計金額を計算して一覽にまとめたものとあわせて申告会場にお持ちください。なお、昨年町で農業所得申告をした方には1月中に簡易な収支内訳書をお送りしますので、そちらをご活用ください。

なお、平成26年1月より事業（農業、営業）や不動産貸付等を行う全ての方には、記帳と帳簿書類の保存が義務付けられています。帳簿記載の際に申告にむけたおまとめもお願いします。 ※農業所得申告について、農協でまとめたものに限ってはそのままでもかまいません

## 2 医療費控除について

### ●通常の医療費控除

#### 領収書ではなく、完成した「医療費控除の明細書」が必要です

令和2年中の医療費を『医療を受けた人ごと』『病院・薬局ごと』に合計します。

※ 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）

※ 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）

### ●医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

※ この特例の適用を受ける場合には、通常の医療費控除の適用を受けることができませんので、どちらか一方を選択して申告する必要があります。

### 3 申告にもってくるもの

#### ●申告受付にご持参いただくもの

利用者識別番号がわかるもの	税務署から送付される『確定申告のお知らせハガキ』や、番号がわかる通知書等をご持参ください。
預金通帳またはキャッシュカード	所得税が還付される見込みの人は、必ずご持参ください。

#### ●所得を計算するために必要な書類

給与所得・年金所得がある方	源泉徴収票
農業その他の所得がある方	収支内訳書など、収入及び経費をまとめたもの
肉用牛の売却があった方	売却証明書
公共用地として土地を売った方	買取り等の証明書・買取り等の申出証明書
個人で土地等を売った方	売買契約書・経費のわかるもの

#### ●控除を受けるために必要な書類

社会保険料控除	国民年金保険料等の控除証明書
生命保険・地震保険料控除	控除証明書
医療費控除	医療費等の完成済み明細書
障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定書
住宅借入金等特別控除 (2年目以降の方)	源泉徴収票、借入金年末残高証明書、住宅取得等特別控除証明書
寄附金控除	寄附金の受領書及び証明書

### 4 マイナンバーの確認について

※扶養親族の方のマイナンバーも提示が必要です

●マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードをご提示ください

●マイナンバーカードのない方は、①番号確認 ②身元確認 両方の確認資料が必要です

①番号確認として⇒ 個人番号通知カード又はマイナンバーの記載のある住民票等

②身元確認として⇒ 運転免許証や健康保険証等

.....キリトリ..... 右ページフローチャートで『状況申告書』提出に該当した方用 .....キリトリ.....

#### 令和2年1月～12月の状況申告書 (該当する項目を○で囲んでください。)

① 収入がなかった	⑤ 町外に住んでいる方の扶養親族であった
② 収入が雇用保険(失業保険)のみ	扶養者氏名 _____
③ 収入が遺族年金のみ	住所 _____
④ 収入が障害年金のみ	⑥ その他(具体的に記入してください)

令和3年 月 日

住 所 蔵王町

1人1枚提出  
(コピー可)

用紙が必要な方は  
役場・出張所まで

氏 名 \_\_\_\_\_ (大・昭・平 年 月 日生)

電話番号 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

## 5 わたしは申告が必要なの？

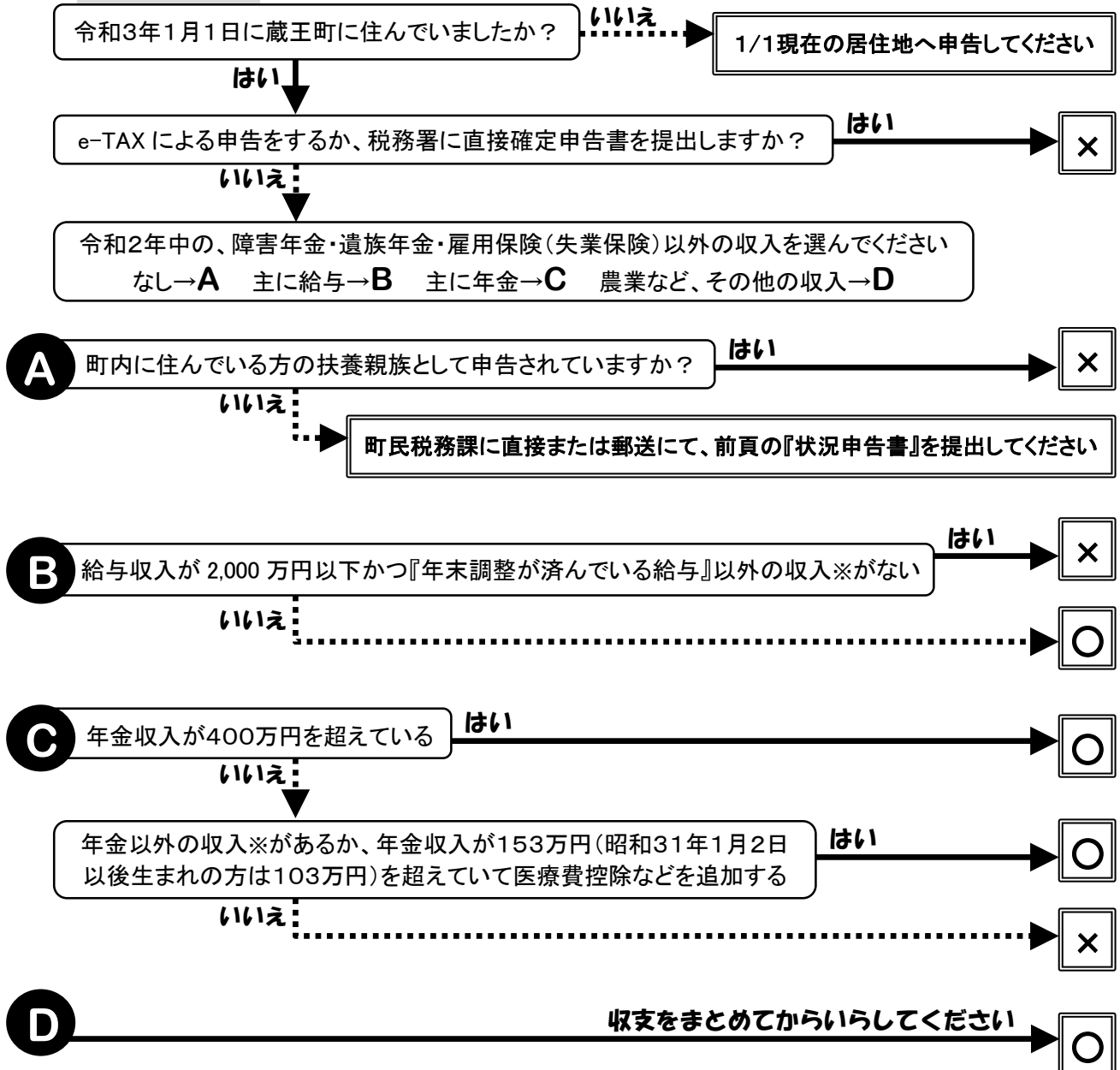
- ◆申告の必要／不要を簡単に判断するためのフローチャートです。必ずしも当てはまらない場合があります。
- ◆町で受付できない申告は、税務署で確定申告をしてください。
- ◆下表によらず、所得税の還付を受けたい方は確定申告が必要です。

町への申告が必要です。

内容によって、確定申告になる場合と町県民税申告になる場合があります。

町への申告は必要ありません。

**スタート！**



※所得が20万円を超える場合は確定申告が必要です

### 町で受付できない申告

- ・青色申告
  - ・建物譲渡所得
  - ・先物取引所得、投資信託所得
  - ・雑損控除
  - ・1年目の住宅借入金等特別控除
  - ・準確定申告（令和2年中に亡くなった方、町外へ転出した方）
  - ・令和元年前の申告（扶養等控除の追加を除く）
- ※その他、内容によっては税務署へご案内する場合があります

## 6 申告受付の日程

会場：ふるさと文化会館 第3研修室

日	時間	指定行政区	日	時間	指定行政区
2/12	09:00～11:30	新 町	2/28	09:00～11:30	◆全域◆(休日)
	13:00～15:00	山ノ入		3/ 2	09:00～11:30
16	09:00～11:30	塩 沢	3		13:00～15:00
	13:00～15:00	東 根		4	09:00～11:30
17	09:00～11:30	平 沢	5		13:00～15:00
	13:00～15:00			8	09:00～11:30
	※17:30～19:00役場にて受取のみ	17:00～18:30			
18	09:00～11:30	北 境	9		09:00～11:30
13:00～15:00	宮	9		13:00～15:00	曲竹南
19	09:00～11:30		矢 附	11	
	13:00～15:00	12			13:00～15:00
22	09:00～11:30		円田中	12	09:00～11:30
	13:00～15:00	円田表	15		13:00～15:00
24	09:00～11:30	円田入		15	09:00～11:30
	13:00～15:00	沢 内			
25	09:00～11:30	沢 内			
	13:00～15:00				
26	09:00～11:30	宮 司			
	13:00～15:00				

- ・「休日受付」「夜間受付」は、毎年大変混雑します。時間に余裕をもってお越しください。
- ・申告受付期間中は、町民税務課窓口では申告の受付はできません。

### ※2月17日(水) 17:30～19:00の受け取り専用窓口について

対象者が限られますのでご注意ください。申告書控えは後日郵送いたします。

**対 象：所得が給与のみもしくは年金のみで、下記控除の追加だけをしたい方**

場 所：役場1階 町民税務課

準備物：(必須) 還付口座の通帳もしくはキャッシュカード、マイナンバーがわかるもの

**医療費控除**→記入済み明細書、**生命保険料・地震保険料控除**→控除証明書、

**寄附金控除**→寄附金の受領書及び証明書

## 7 必要書類の配布場所

国税庁のホームページからも各種書類が入手できます。『医療費集計フォーム』等、便利なものがありますのでそちらもご活用ください。

### ・役場町民税務課(町税総合窓口)、円田・宮・遠刈田各出張所

配布：医療費控除の明細書、状況申告書、農業所得の簡易な収支内訳書

申請による交付：社会保険料の納付額証明書(無料)

### ・役場町民税務課(町税総合窓口)

配布：確定申告書、収支内訳書(税務署から届き次第、1月中旬頃より配布開始)